

第二次下野市総合計画

基本構想（第 3 次素案）

前期基本計画（第 2 次素案）

平成 27 年 9 月 30 日

総合計画審議会

— 目 次 —

基本構想

第1章. 総合計画策定の趣旨と構成	1
第2章. 下野市の現状と将来見通し	4
第3章. 下野市民の意識・提案	17
第4章. 下野市の強みと弱み	35
第5章. 下野市の目指すまちづくり	38
第6章. 土地利用方針	40
第7章. 10年後の下野市	42
第8章. 施策大綱	44
第9章. 総合計画の進行管理	46

前期基本計画

第1章. 序論	48
第2章. 施策体系	50
第3章. しもつけ重点プロジェクト	52
第4章. 施策概要	56

— 基本構想 目次 —

第1章. 総合計画策定の趣旨と構成

第1節. 総合計画策定の趣旨	1
第2節. 総合計画策定の基本的な考え方	2
第3節. 総合計画の構成	3
第4節. 総合計画の期間	3

第2章. 下野市の現状と将来見通し

第1節. 下野市を取り巻く状況	4
第2節. 下野市の財政事情	15

第3章. 下野市民の意識・提案

第1節. 市民意識調査	17
第2節. 中学生・高校生アンケート調査	22
第3節. 子ども未来プロジェクトの提案	26
第4節. 市民懇談会の提案	30
第5節. 関係団体懇談会の提案	32

第4章. 下野市の強みと弱み

第1節. 下野市の強み	35
第2節. 下野市の弱み	37

第5章. 下野市の目指すまちづくり

第1節. 下野市の理想の姿	38
第2節. 下野市の将来像	39

第6章. 土地利用方針

第1節. 主要拠点	40
第2節. 広域連携軸	40

第7章. 10年後の下野市

- 第1節. 施策の展開方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
- 第2節. 指標でみるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・43

第8章. 施策大綱

- 目標1：大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり・・・・・・・・44
- 目標2：文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり・・・・・・・・44
- 目標3：豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全・安心なまちづくり・44
- 目標4：地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり・・・・・・・・45
- 目標5：快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり・45
- 目標6：市民が主役の市民と行政が協働するまちづくり・・・・・・・・45

第9章. 総合計画の進行管理

- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

第1章 総合計画策定の趣旨と構成

第1節 総合計画策定の趣旨

平成18年1月10日に旧3町（南河内町、石橋町、国分寺町）の合併により市制を施行した下野市は、「新市建設計画」及び、平成20年3月に策定した「下野市総合計画」に掲げた将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」の実現に向け、市民との協働のもと新市のまちづくりに取り組み、順調に発展してきました。

合併後10年の節目を迎えましたが、この間、地方分権の進展と少子高齢化の急速な進行、また東日本大震災以降の市民の安全・安心なまちづくりの意識・関心の高まりなど、日本を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

本市においても、今後確実に訪れる人口の減少や高齢化の進展などにより、大きな社会構造の変化にさらされ、また公共施設の老朽化と維持管理費の増大に直面するなど、多くの行政課題を抱えています。

本市においては、平成25年3月に「新市建設計画」の計画期間を平成32年度まで延長し合併特例債を有効活用するとともに、平成26年4月に「下野市自治基本条例」を施行し、市民、議会及び市の協働によるまちづくりを推進し、更なる新市のまちづくりに取り組んできました。

現下野市総合計画が、平成27年度をもって計画期間が終了することから、より一層魅力ある暮らしやすいまちづくりに取り組み、優れた地域資源に磨きをかけながら本市の発展を揺るぎないものとするステップアップを図るための新たな総合計画が必要であり、下野市自治基本条例の理念である「市民が主役のまちづくり」を目指すとともに、市民の幸福感を高めることを主眼とした「第二次下野市総合計画」を策定します。

なお、平成23年に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、基本構想の策定義務と議会の議決を経ることの規定が削除されました。本市においては、自治基本条例の中で、総合的かつ計画的に市政を運営するための市の最上位計画である総合計画は、市民参画の下に策定し、総合計画における基本構想及び基本計画は、議会の議決を経て定められることとなります。

第2節 総合計画策定の基本的な考え方

総合計画の策定にあたっては、本市の新たなまちづくりの指針にふさわしいものとするため、次に掲げる視点に基づき、計画策定の段階から多くの市民参画の機会を設けながら進めていくものとします。

(1) 魅力ある暮らしやすいまちづくり

全国的な人口減少や少子高齢化という社会情勢にある中、本市を取り巻く環境や社会動向を的確に捉え、課題解決に向けた取組を推進し、魅力ある暮らしやすいまちづくりのための計画とします。

(2) 協働によるまちづくりの推進

「市民が主役のまちづくり」をより一層推進するため、市民、議会及び市(行政)が互いに尊重し、各々が役割を担う協働の取組を推進できる計画とします。

(3) 更なるステップアップ

大きな時代の変化にも対応できる足腰の強い産業基盤や財政基盤の確立等、本市の特性と豊かな地域資源を活かし、本市の発展を揺るぎないものとするステップアップを図る計画とします。

(4) 将来を見据えた土地利用の推進

定住化の促進や企業立地などによる地域経済の活性化を図るため、将来を見据え、限られた土地の有効的な利活用を推進する計画とします。

(5) 実効性の高い計画づくり

限られた財源の中、より効率的・効果的な行政経営を進めるため、行政評価と連動し、進行管理の“ものさし”となる、わかりやすい目標・指標を示した計画とします。

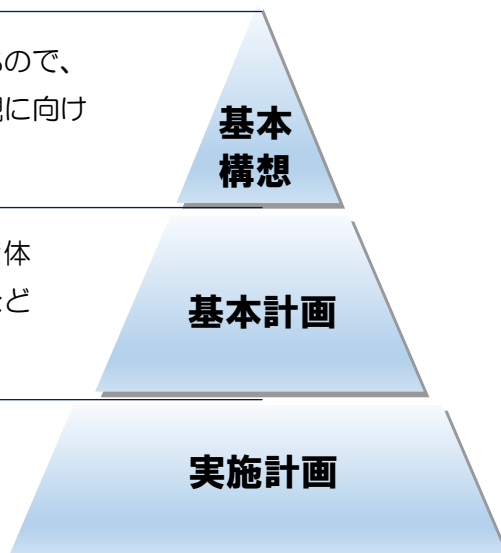
第3節 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成します。

市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本的理念、将来都市像及びその実現に向け必要な施策の大綱を明らかにするものです。

基本構想に掲げる将来像を実現するための政策体系を示すとともに、施策の目的や方針、主要事業などを明らかにするものです。

財政計画との整合性を図りながら、基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な事業を明らかにするものです。



第4節 総合計画の期間

基本構想の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

基本計画は、前期計画を平成28年度から平成32年度までの5か年とし、後期計画を平成33年度から平成37年度までの5か年とします。

実施計画は2年間のローリング方式により作成します。

■各計画の計画期間

年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
基本構想	← 計画期間 10年 平成28年4月1日～平成38年3月31日 →									
基本計画	← 前期基本計画 →					← 後期基本計画 →				
実施計画	← 第1期計画 →	← 第2期計画 →	← 第3期計画 →	← 第4期計画 →						